

理工学研究科内規

令和7年4月1日

第1章 博士前期課程における通則

(入学者の選考)

第1条 入学者の選考は、プログラム及び分野ごとに行い、合格者の決定は、大分大学大学院理工学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）が行う。

(入学者の募集)

第2条 入学者の選考に係る学生募集は、研究科委員会の議を経て実施する。

(履修計画書の提出)

第3条 学生は、毎学期始め所定の期日までに、その学期において履修しようとする授業科目を教務情報システム（Campus Square for Web）から履修登録しなければならない。

(他のプログラム及び分野等の授業科目の履修)

第4条 学生は、指導教員が必要と認めた場合に限り、前条による手続きを経て他のプログラム及び分野の授業科目又は他の大学院の授業科目を履修することができる。

(単位の認定)

第5条 各授業科目の単位認定は、授業担当教員が行う。

2 前条により修得した単位は、研究科委員会の議を経て、大分大学大学院理工学研究科規程（以下「研究科規程」という。）第7条に規定する単位とすることができます。

(試験)

第6条 試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、授業科目によっては、その他の時期に行うことができる。

2 学生は、第3条に定める手続きを経て履修した授業科目についてのみ、受験することができる。

(追試験)

第7条 病気、忌引、就職試験その他やむを得ない事情により受験できなかった者に対して、本人の願出により追試験を許可することがある。

2 追試験を希望する者は、所定の願書に、医師の診断書、就職試験先の受験証明書その他これに代わる証明書を添え、欠席した試験日の翌日から起算して7日以内（期間の末日が土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「休日」という。）の場合は、直後の休日でない日を期限とする。）に研究科長（学務係）に願出なければならない。

(成績評価基準等の明示等)

第8条 成績評価については、大分大学における学修の成績評価基準に関する規程で定めるところによる。

第2章 博士後期課程における通則

(入学者及び進学者の選考)

第9条 入学者及び本研究科博士前期課程を修了し、引き続き本研究科博士後期課程（以下「後期課程」という。）へ進学する者（以下「進学者」という。）の選考は、領域ごとに行い、合格者の決定は研究科委員会が行う。

(入学者及び進学者の募集)

第10条 入学者及び進学者の選考に係る学生募集は、研究科委員会の議を経て実施する。

(副指導教員)

第11条 研究科規程第5条3項に定める副指導教員は、後期課程を担当する教授、准教授又は講師とする。

2 副指導教員は、主指導教員が所属しない領域から選出することができる。

(履修計画書の提出)

第12条 学生は、毎年度履修しようとする授業科目、演習（国際実践演習1、国際実践演習2、サイエンスプロジェクト演習、キャリアパス設計、俯瞰力養成セミナー）科目（以下この5科目を「演習等」という。）、実習科目及び指導を受けようとする研究事項を「履修計画書」（様式1）に記入し、主指導教員の認印を得て、指定した期日までに研究科長に提出しなければならない。

(演習の実施)

第13条 学生は、演習のテーマについて、あらかじめ「共通科目計画書」（様式2）により主指導教員の承

認を得なければならない。

- 2 学生は、演習内容の概要をまとめた演習報告書を作成し指導教員に提出しなければならない。
(演習結果報告書の提出)

第14条 主指導教員は、前条第2項の報告書に基づき判定を行い、「共通科目結果報告書」(様式3)を作成し、研究科長に提出するものとする。

(実習の実施)

第15条 学生は、実習についてあらかじめ主指導教員の承認と指導のもとに、公設の研究機関又は民間研究施設等において、一定期間研究開発業務に従事することができる。

- 2 前項の民間の研究施設とは、企業における研究所・開発研究部等で学位論文研究を実施するのに必要な設備・態勢が整備されている機関をいう。

- 3 学生は、実習のテーマについて、あらかじめ「実践演習科目計画書」(様式4)により主指導教員の承認を得なければならない。

- 4 学生は、実習終了後、実習内容の概要をまとめた実習報告書を作成し、指導教員に提出しなければならない。

(実習結果報告書の提出)

第16条 主指導教員は、前条第4項による報告書に基づき判定を行い、「実践演習科目結果報告書」(様式5)を作成し、研究科長に提出するものとする。

(単位の認定)

第17条 各講義科の単位認定は、「講義科目成績報告書」(様式6)により授業担当教員が行う。

- 2 演習及び実習の単位認定は、指導教員の合議により主指導教員が行う。

(試験)

第18条 試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、授業科目によっては、その他の時期に行うことができる。

- 2 学生は、第12条に定める手続きを経て履修した授業科目についてのみ、受験することができる。

(追試験)

第19条 病気、忌引、就職試験その他やむを得ない事情により受験できなかつた者に対して、本人の願出により追試験を許可することがある。

- 2 追試験を希望する者は、所定の願書に、医師の診断書、就職試験先の受験証明書その他これに代わる証明書を添え、欠席した試験日の翌日から起算して7日以内(期間の末日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日(以下「休日」という。)の場合は、直後の休日でない日を期限とする。)に研究科長(学務係)に願出なければならない。

(成績評価基準等の明示等)

第20条 成績評価については、大分大学における学修の成績評価基準に関する規程で定めるところによる。
(特別研究の実施)

第21条 学生は、学位論文のための研究の一環として、次の各号に掲げるいずれかのプロジェクト研究に参加し、特別研究を行うものとする。

- (1) 本研究科内で指導教員が中心となって組織するプロジェクト研究
(2) 本研究科と研究機関や企業との各種共同プロジェクト研究
(3) その他、大分大学の学内で行われる各種プロジェクト研究

(研究成果報告書)

第22条 学生は、毎年度末(秋季入学の場合は毎年9月末)までに当該年度までの「研究成果報告書」(様式7)を作成し、研究科長に提出しなければならない。ただし、学位論文審査を申請した者を除くものとする。

付 記

この内規は、令和7年4月1日から実施する。